

◎新潟県訓令第24号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和4年12月1日から実施する。

令和4年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 農林水産部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 農林水産部 （略）	
食品・流通課		食品・流通課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1)～(6)の5 (略) <u>(6)の6 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）第7条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u> <u>(6)の7 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第7条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u>	（略）	(1)～(6)の5 (略)        (7)～(20) (略)
（略）		（略）	
（略）		（略）	